

鳥獣被害防止総合対策交付金事業(大規模侵入防止柵) 内容

	補助対象基準	事業主体	事業の流れ	負担金
国事業	・受益戸数3戸以上、設置延長300m以上(1ヶ所当たり)	宇陀・名張地域鳥獣害防止広域対策協議会	事業認可→柵材料支給 →受益者設置→完了報告→検査	交付金の配分内容によっては、負担金が必要
	・他の補助事業対象集落は、協議が必要(中山間直接支払事業)			
	・耐用年数8年以上(電気柵8年以上、金網及びワイヤーメッシュ14年以上)、その間の管理計画書の作成必要			
	・電気柵、金網(ロール状の物)、ワイヤーメッシュ(パネル状の物)の何れかの材料支給			
	・捕獲に資する柵のため、捕獲檻を扱える体制を整備する必要がある			
	・被害状況を示せる根拠資料が必要			
	・防護柵の整備による効用によって、すべての費用を償うことができること(費用対効果)			
	・受益者で防護柵を設置できること			

※申請必要書類

- ・大規模侵入防止柵設置要望
- ・大規模侵入防止柵要望内容確認書

※添付書類

- ・設置予定位置図
- ・受益者名簿
- ・被害状況確認表(獣害による被害面積、被害金額の根拠データの添付必要)

※注意事項

管理計画書に基づき耐用年数の間は、防護柵を適切に管理する必要があります。そのため、他の事業の導入や受益地の農地転用などを行うことはできません。

※注意事項

国庫補助事業のため国の予算配分等により、要望どおりに実施できない場合があります。また、防護柵の設置は、景観や見通しが悪くなるため、自治会等で周辺の同意を得て申請をお願いします。